

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税(種別割)賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東員町は、軽自動車税(種別割)賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東員町長

公表日

令和3年8月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等の法律に基づく、以下の軽自動車税(種別割)賦課に関する事務は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【申告書受付事務】</p> <ul style="list-style-type: none">・二輪の小型自動車については、運輸支局・自動車検査登録事務所で申告を受け付けた情報を入手する。・軽二輪、軽三輪、軽四輪、被牽引車両については、軽自動車検査協会(一般社団法人 全国軽自動車協会連合会)で申告を受け付けた情報を入手する。・原付、小型特殊については、町で申告を受け付ける。・課税保留、課税免除、減免の申請を受け付ける。 <p>【当初賦課事務】</p> <ul style="list-style-type: none">・当初賦課日時点で課税対象となる車両を特定し、当初賦課税額決定を行う。・該当車両の納税義務者に対して納税通知書を作成し、送付する。 <p>【賦課更正事務】</p> <ul style="list-style-type: none">・当初賦課以降に賦課期日以前の軽自動車税(種別割)申告を受領した場合や、課税保留および減免の申請があった場合は、賦課した税額を変更する。納税通知書または税額変更通知書を作成し、納税義務者へ送付する。
③システムの名称	宛名・口座システム、軽自動車税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)軽自動車税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2800
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2801

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月22日	I 関連情報 5の②所属長	税務課長 伊藤 通教	総務部税務課長 石垣 博康	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 1の②事務の概要	<中間サーバにおける事務の内容> ・情報提供ネットワークシステム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)(以下「番号連携サーバ」という。)とデータ受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会等の業務を行う。		事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 1の③システムの名称	宛名・口座システム、軽自動車税システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	宛名・口座システム、軽自動車税システム	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 4の①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5の①部署	総務部税務課	税務課	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5の②所属長	総務部税務課長 石垣 博康	税務課長	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	I 関連情報 7の請求先	総務部総務課 511-0295 三重県真井郡東真井町大字山田1600 0594-86-2800	総務課 511-0295 三重県真井郡東真井町大字山田1600 0594-86-2800	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 8の連絡先	総務部税務課 511-0295 三重県真井郡東真井町大字山田1600 0594-86-2801	税務課 511-0295 三重県真井郡東真井町大字山田1600 0594-86-2801	事後	
平成31年4月1日	II しい値判断項目 1の対象人数	平成27年7月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しい値判断項目 2の取扱者数	平成27年7月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	様式改正に伴う変更
令和3年4月1日	I 関連情報 ①事務の名称	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 ②事務の概要	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和3年4月1日	評価書名	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和3年4月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和3年4月1日	II しい値判断項目 1の対象人数	平成31年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しい値判断項目 2の取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年8月27日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条7 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴う番号法の改正 (令和3年9月1日施行)